

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回入間市上下水道審議会
開 催 日 時	令和7年6月30日（月） 午後1時30分開会・午後4時10分閉会
開 催 場 所	入間市市民活動センター3階 活動室1
議 長 氏 名	入間市上下水道審議会 会長 相葉 学
出席委員(者)氏名	福島 和弘、岸本 貴志、近藤 孝夫、大石 和宏、奥富 茂生、 小川 晋、佐々木 恵巳子、田中 啓子、宮寺 弘隆、 市原 義道、久保田 清美、池上 公子、相葉 学、青山 友子
欠席委員(者)氏名	村井 秀雄
説明者の職氏名	3 審議事項 (1)・(2) 上下水道部次長兼上下水道経営課長 藤田拓也
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開 会 2 会長あいさつ 3 審議事項 (1) ア 水道事業の料金体系の方針について イ 下水道事業の使用料体系の方針について (2) その他 4 閉 会
非 公 開 理 由	－
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	・ 令和6年度第2回入間市上下水道審議会会議次第 ・ 資料1 ビジョン策定・料金改定に係る上下水道審議会＜水道事業＞ ・ 資料2 ビジョン策定・料金改定に係る上下水道審議会＜下水道事業＞ ・ 席次表

事務局職員職氏名	上下水道部 石原上下水道部長、藤田上下水道部次長 上下水道経営課 山崎副主幹、田島副主幹、松尾主任、鈴木主事、 小野寺主事補 水道施設課 内沼課長、野口主幹、山田主幹、細野主査 下水道施設課 高野課長、熊倉主幹、佐々木主幹、田中副主幹、 高田副主幹
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 （ 2 ）

議 事 の 概 要 （ 経 過 ） ・ 決 定 事 項

○審議会の会議録

署名する委員については、小川 晋 委員が指名された。

○議題

- （１） ア 水道事業の料金体系の方針について
イ 下水道事業の使用量体系の方針について

（２）その他

次回の審議会の日程について

・ 報告以外で審議委員より意見があったため、下記のとおり記載。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
相 葉 会 長	(開会の挨拶)
A 委 員	水道料金の基礎、地方公営企業法と水道法について (説明者：藤田次長、日水コン 辻)
	一般会計からの繰り出し基準というものがあるが、その実現は非常に難しいと考えられる。しかし、先日の新聞報道によれば、秩父広域において審議会が 51%の値上げを答申したところ、市長や町長が一般会計から補助を行い、実際の値上げ幅を 36.1%に抑える方針を示したという。すなわち、その差額分を一般会計からの補助により対応するとのことだ。 このような対応は、入間市においても可能なのか。仮に、当審議会が 30%の値上げを答申した場合に、市民生活への影響を考慮し、市長が 15%にとどめるという政治的判断を行うことは可能なのか。もし可能であるならば、今後の議論において値上げ率やその時期をどうするかを検討する中で、審議会として、市民生活への影響を軽減する観点から、一般会計からの繰り出しにより値上げ率を縮減する方策の検討を求める旨の「なお書き」を答申に盛り込むべきではないかと考える。 これは審議会としての意見として整理していただきたいが、私が抱く疑問の一つは、仮に審議会が答申を行ったとしても、市長がそれとは異なる判断をすることが制度上可能なかどうかという点である。もしそれが可能であるならば、なおさら「なお書き」としてその旨を記載すべきではないかと考える。
	藤 田 次 長 行政的な手法としては可能ですが、地方自治は「二元代表制」を採用しておりまして、市長と市議会はともに住民の代表という立場のため、市長

発 言 者	発 言 内 容
B 委 員	の提案も議会の承認がなければ実現しません。このため、提案が議会で承認されるかどうかが重要となります。 人口が減って経営が成り立たないというような地域では、一般会計から財源を繰り入れているところもあり、例えば秩父地域では 50%を超える補助が必要という判断になり、最終的に一般会計からの負担が 30%台になったものと認識しております。 一方で、入間市が現在そのような状況にあるかどうかについては、議論していく必要があります。 秩父地域の場合は 5 つの市町が合併して水道事業を行っており、秩父市長が一部事務組合の代表を務めている。このため、入間市の場合とは事情が異なる。今回、我々は審議会として市長に対して、どの程度その判断を行っていただくかを求めているのであり、原則として市長が単独で判断するものとは考えていない。 新聞記事で取り上げられた「51%」という数字について、これは一部事務組合に参加している関係自治体の議論の中で、秩父市の水道料金は 51%値上げせざるを得ないという試算が出ているというものだが、関係する 5 人の首長が 51%の値上げを即座に決定できるわけではなく、その背景にある調整の過程が新聞には書かれていない。 一方で、5 つの異なる水道事業が集まって一部事務組合を構成し、水道事業を共同で運営しており、地域ごとに歴史や料金体系は異なっている。合併時には料金を統一する方針が定められたが、一部の地域では料金の引き上げが実施されなかった例もある。 秩父広域については、合併により国からの補助を受けているものの、それを上回る設備投資が必要となっている状況である。したがって、委員のご発言にあったように、審議会が出された数字を市長がそのまま判断するという考え方には、若干のずれがあると感じている。

発 言 者	発 言 内 容
A 委 員	このように、一部事務組合と入間市の水道事業では、会計や制度の成り立ちが異なるという点を補足させていただく。 今後、大幅な値上げ率によって大きな負担が生じるようであれば、「なお書き」として、当審議会として検討を求める旨の文言を加えることが望ましい。一般会計を活用した大幅な値上げの議論を行うことはできないが、値上げ幅が相当大きくなる場合には、その旨を審議会として明記する必要がある。
C 委 員	市長から諮問をいただいたビジョンについては、前回の審議会で質問をさせていただいたが、今回の資料の中にはビジョンが含まれておらず、いつ策定されるのかが気になっている。 もう一点、資料の 2 では地方公営企業法と水道法に関する説明があり、多くの規定があることについて分かったが、それが 3 の水道料金とどのようにつながるのかが分からなかったため、ご説明をいただきたい。
藤 田 次 長	現行の上下水道ビジョンは令和 8 年度までを対象としており、令和 9 年度から新しいビジョンとして、今後 10 年間でどのような方向性で進めていくかを定めることになっています。ビジョンの策定と料金改定の検討を同時に進めることは難しいため、まずは料金改定のあり方についてご審議いただき、おおむね 11 月に答申が出る見込みですが、その後に上下水道ビジョンの策定作業に入る予定としています。 2 点目のご質問の法律と水道料金の関係につきまして、上下水道事業は地方公営企業法や水道法などに基づき運営しているという前提がございます。また、水道事業は基本的に独立採算を原則としており、民間企業と同様に料金収入によって事業運営を成り立たせていく必要があります。

発 言 者	発 言 内 容
C 委 員	料金の設定に際しては「妥当性」「適正な原価」「健全な経営」を確保することが求められており、この点が行政の一般会計との大きな違いとなっています。一般会計とは、簡単に言えば単式簿記による「小遣い帳」のようなものですが、これに対して地方公営企業は複式簿記を用いて、収入の中から設備投資や減価償却などを行い、そこから利益を算出します。 民間企業であれば、この利益は株主への配当となりますが、水道事業の場合は株主が存在しないため、料金据え置きという形で利用者に対して利益を還元してきました。入間市では 27 年間にわたり料金改定を行わず運営を続けてきましたが、これが企業努力の結果の一つということもできるかと思います。このような観点から、関係する法律と料金の話題を資料に掲載させていただきました。 資料の順序としては、まずビジョンを示した上で、それを目標として料金改定の議論を展開するべきと思うが、先ほどのご説明によると、順序が逆になっているように感じた。 また、水道事業がこのような法律で規定されているとのことだが、そのことが 3 の水道料金とどのように関連しているのかが分かりにくく、2 の法律に関する資料は参考資料の位置づけでもよいのではないかと思った。 しかしこれらの法律的な背景が料金改定に影響を及ぼすのであれば、法律と水道料金の関連性を明確にして関連付けた方が理解しやすいと思う。
藤 田 次 長	ご指摘のとおり、本来はビジョンを先に策定し、それに基づいて料金改定を行うのが一般的な手法です。しかし、現行のビジョンには「令和 8 年度までは料金を改定しない」と記載されている一方で、経営の状況を鑑みると、そのままでは維持が困難となる可能性が出てきました。 そのため、今回はまず料金改定の方向性を優先的に決定し、その内容を今後のビジョンに反映させるという手順を取ることにいたしました。実情

発 言 者	発 言 内 容
C 委 員	として、今回はやむを得ずその順序を逆にせざるを得なかったという経緯がございます。 諮問事項に、今後の事業運営のあり方と書かれているので、柔軟に対応するということか。
藤 田 次 長	そのように解釈していただけるとありがたいです。
D 委 員	一般的な質問になるが、水道料金というものは、社会保険料や税金などと同様に、すべての市民が公益的なサービスを受けるために支払う対価であると理解している。 そうした中で、収入の高い人がより多くを負担し、非課税世帯や所得の低い方には負担を軽減するという応能負担の考え方を水道料金に適用することについて、どのように考えるのか。 水道法第 14 条の 4 には、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」との規定があるが、この規定が障壁となり、そのような料金設定ができないのか。
藤 田 次 長	水道法で規定している差別的な取り扱いとは、収入の高い・低いという観点ではなく、すべての利用者に対して水道を行き届かせるサービスを提供しなさい、という趣旨が背景にあります。 私どもは加入者・利用者に向けてサービスを提供しておりますが、利用者の所得がいくらであるかという情報は一切持っておりません。そのため、使用された水量に応じて料金を請求しています。 一方で、ご指摘のような福祉的な要素については、できる限りの努力をさせていただいております。たとえば、料金を滞納されている方には分納

発 言 者	発 言 内 容
D 委 員 藤 田 次 長	による請求を行い、どうしても支払いが困難な場合には、福祉部局と連携して対応しておりますが、さらに踏み込んで、福祉的な観点を考慮して料金を設定するということはありません。 生活保護を受けている方も通常どおり、水道料金を徴収しているのか。 生活保護の方にも減免はせずに料金を徴収しております。 水道料金の算定について (説明者：日水コン 辻、藤田次長)
A 委 員 藤 田 次 長	料金改定の時期について、市民への説明を踏まえて 10 月 1 日から値上げをするとのことだが、なぜ 10 月 1 日なのか。時期については審議会の答申内容に関わることなので、その点を明確にしてもらいたい。 また、35%という値上げ率が一人歩きしている印象を受ける。例えば、口径 25mm 以上や大口需要者の値上げ率を大きくし、その代わりに一般市民の値上げ率を小さく抑えるといった、複数のシミュレーション結果を提示してもらった上で、判断材料としたい。 基本料金についても同様に、引き上げた場合の複数のシミュレーション結果を見た上で判断したい。35%という値上げ率を前提に議論を進めるのは、無理があるのではないか。 料金改定の時期についてですが、今後、皆様からの諮問が順調に進んだ場合には、3 月議会で条例を改正することになります。その後は、周知期間を設けることが決まりとなっており、通常は 3 カ月の周知期間を設けることになっています。そうすると、6 月か 7 月には改定ということになりますが、丁寧にご説明する必要がございますので、十分な余裕を確保する

発 言 者	発 言 内 容
	ために、周知期間を 6 カ月確保して、10 月に料金を改定するという案を 考えております。 また、35%の改定率についてですが、さまざまな需要者に配慮する必要 がございますので、今後、シミュレーションのバリエーションをいくつか のパターンで検討してまいります。その結果を次回の審議会でご提示し、 どのパターンがよいのかをご議論いただく予定です。 検討の結果として、30%の改定で済むかどうかは現時点では定かではあ りませんが、平均改定率としての 35%を、どの層にどのように割り当て るのが適切か、例えば企業に一定のご負担をお願いし、一般家庭の負担を 抑えるといった方向性も含めて考えてまいります。 また、所得の少ない世帯や高齢世帯への配慮をどのように行うかといっ た料金体系につきましても、次回の審議会でご提示する予定です。
A 委 員	料金改定の時期についてはどうか。改定を半年ずらしたシミュレーショ ンも実施してもらいたい。
藤 田 次 長	基本的に時期を延ばせば金利が増えますので、時期をずらした場合、改 定率が上昇することになると思います。
C 委 員	さまざまなシミュレーション結果を検討するにあたり、考え方を把握し た上で判断したいので、基本料金と従量料金の設定の考え方や根拠を次回 ご提示いただきたい。 また、資産維持費について p.16 の例を見ると設備更新に向けた貯蓄の ように見受けられる。車で例えるなら、車検や半年点検などもあるが、こ れらが資産維持費に該当するということか。
藤 田 次 長	資産維持費につきましては、ご指摘のように車検や点検の費用などが該

発 言 者	発 言 内 容
日 水 コ ン	当すると思いますが、資産維持率の場合は状況が異なります。 例えば、自家用車に 10 年乗って、再び同じ車種の新車に買い替えようとした場合、現在では電気自動車タイプしか選択肢がないという状況があるかもしれません。その場合、従来のエンジンタイプと同じ価格では購入できないと思います。 つまり、同じ車に乗り続けるにしても、過去と同じ価格では済まないということが起こり得るということです。 水道では、資産維持費によって固定費を回収するという考え方があります。ここで言う資産維持費とは、車検のような定期的な点検や修繕といった費用ではなく「ものを買うとき」つまり資産を新たに取得・更新する際の費用を指しています。たとえば、管路を更新する際の管の購入費用など、取得時にかかる直接的な費用のことです。 一方で、それらの資産を維持するための修繕費などは、別の項目として扱っており、今回の議論とは区別しています。 したがって、ここで取り上げているのは、資産そのものの取得や更新に関する話であり、日常的な維持管理費用とは異なっております。
E 委 員	営業費用の中に減価償却費が含まれているにもかかわらず、なぜ改めて資産維持率という考え方が出てくるのか。 この資産維持率が適正利益の読み替えにあたるのかどうかを確認したい。原価償却費を累計していけば、次回の設備更新の際の取得価格になると思われるが、資産維持率の 1.2%とは物価上昇率に相当する分を見込んだものなのか。また、適正利益を見込んでいるのか、それとも見込んでいないのかを教えてほしい。
日 水 コ ン	減価償却費は帳簿価格で回収することになっていますが、現在の算定要

発 言 者	発 言 内 容
	領では、物価上昇分や減価償却費では回収されない部分を資産維持費によって考慮しなさいという考え方になっています。1.2%という数字は、それらを維持するための費用という意味合いもあると考えられます。
E 委 員	1.2%とは何に対する割合なのか。
日 水 コ ン	有形固定資産の取得価格に対する割合になります。
F 委 員	財政収支の見積り（p.13）について、令和 8 年に 35%の料金値上げをしたにも関わらず、令和 13 年に内部留保資金がショートするとのことだが、令和 9 年から令和 13 年の間に何か特別な要因があるのか。内部留保資金が急激に減少する理由を説明していただきたい。
日 水 コ ン	毎年およそ 25 億円の投資を行う計画となっていますが、そのための資金は、水色の内部留保資金とピンク色の企業債で賄うことになります。その結果、毎年の投資に応じて内部留保資金が減っていくという構図になっています。もし内部留保資金を減らさないようにするのであれば、企業債を借り入れることになります。
藤 田 次 長	前回の審議会の資料 2 に掲載しておりますが、工事費が最も大きくなるのは令和 14 年であり、その内容は、鍵山浄水場の機電設備や管路の更新にかかる費用です。これらは昭和の後半から平成の初めにかけて設置されたもので、老朽化が進んでいることから、この時期に工事を行わなければ、管の破損事故が発生したり、安定した水の供給ができなくなったりするおそれがあります。そのため、工事を進める必要がございます。 当初の計画では、工事費が年間約 34 億円になる見込みであったため、それを分散させる工夫として、鍵山浄水場の工事を 3 年に分けて実施し、

発 言 者	発 言 内 容
	大きな支出の山をつくらないようにしています。おそらく 50 年後にも同様の工事費の山が発生し、同じような対応が必要になると考えられますので、費用を平準化しておいた方が経費の平準化につながるという考え方に基づき、このような計画としています。
F 委 員	資金がショートするという説明があったが、どのようなことか。
藤 田 次 長	ショートとは、内部留保資金が無くなることを意味します。今回の資料 1 の p.13 に掲載している折れ線グラフの緑色の線が、その内部留保資金を表しています。家計でいえば貯金に相当するこの内部留保資金を使い切らないようにするためには、料金を 35%引き上げ、算定期間内において貯金を使い果たさないような料金体系にするという試算を行いました。
B 委 員	本来やるべき工事があるものの、財政面の観点から、令和 6 年度から令和 8 年度は抑えているということか。
藤 田 次 長	ご指摘のとおり、本来であれば工事量を増やさなければならないのですが、資金不足によって工事費を抑えているため、令和 6 年から令和 8 年の山が小さくなっています。そして、令和 8 年の料金改定によって資金を得た令和 9 年以降、工事量を増やすという結果になっています。
B 委 員	p.12 では、算定期間は 5 年間とし、令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までと記載されているが、その下には赤字で「3～5 年が適当」とも記載されている。にもかかわらず、なぜ 5 年を採用したのかについての説明がない。これでは 3 年間でもよいはずであるという疑問が生じるため、なぜ 5 年を選択したのかという説明は記載しておくべきである。受水費の改定が背景にあると考えられるが、その点については丁寧に説明して

発 言 者	発 言 内 容
藤 田 次 長	おくことが望ましい。 また、p.17 では令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日の 4 年間となっている。県企業局が算定期間を 4 年としているため、それを踏まえているのかと推測するが、4 年と 5 年で異なっている理由が理解しづらい。 p.17 で令和 12 年 9 月 30 日と記載していますが、令和 13 年 9 月 30 日の誤りのため、訂正いたします。 算定期間は 3～5 年程度が適当とされていますが、料金改定の手続きには約 2 年弱を要します。もし 3 年で改定を行うとした場合、審議会の皆様は常に料金改定審議会としての対応を求められる状態になってしまいます。そのため、5 年間は料金を据え置いたうえで、何とかやりくりしていく方がよいと考えております。 一般的にも、5 年程度の間隔を空けて次の料金改定の準備を進めることが多いようです。人事異動によってメンバーがすべて入れ替わってしまうことも想定されますので、その場合は新たに体制を整えてスタートするまでに、数年間の準備期間が必要になると考えております。これらの点を踏まえ、5 年間の算定期間が妥当であると判断しております。
C 委 員	p.18 のグラフについて、料金改定前の令和 6 年から令和 7 年は収益的収支の損益がプラスになっているが、その要因は何か。また、今後そのことが値上げ以降にも起こりうるのかについても確認したい。
藤 田 次 長	これはおそらく工事量を抑えているために、損益がプラスになっているものと推測いたします。
松 尾 主 任	水道事業会計は、3 条と 4 条という 2 つの財布に分かれています。このうち利益が出るのは 3 条の収支であり、ここで差し引きの純利益が算出さ

発 言 者	発 言 内 容
藤 田 次 長	れます。純利益の増減については、その年に実施する工事の量や委託料の多寡によって単年度の収支が変動します。令和 6 年度と比べて令和 7 年度は支出が少ないため、収支がプラスとなっております。 また、4 条においては支出や収入が増えることもあり、3 条と 4 条のバランスや、翌年度の予算における支出の大小によって、全体の収支状況が変動することがあります。 3 条は収益的収支であり、簡単に言うとソフト面にあたります。一方、4 条は資本的収支で、ハード面にあたります。企業会計では、このように 2 つに分けて会計処理を行うことになっています。 値上げをした場合には、一時的に黒字が増えることにはなりますが、今後は様々な経費が増加していくため、収益に対して支出が増え、徐々に黒字が減少し、最終的にはショートするような状況になることが見込まれます。
C 委 員	これまで 27 年間は値上げを行わなかったが、今回は値上げを実施することになるとのことだが、たとえ値上げを実施したとしても、5 年後には再び赤字になるのではないかという印象を受けた。これまで 27 年間、値上げをせずに対応できていたにもかかわらず、今回はなぜ値上げが必要になったのか、その違いを明確に示した方がよいのではないか。
藤 田 委 員	平成の初めから令和の初めまでの間は、物の値段が安く、いわゆるデフレの時代でした。また、ヨーロッパで戦争が起きていなかったことや、東日本大震災の前には電気が安定的に供給されていたことなど、この期間にはさまざまなことがありました。この 27 年間の間に社会情勢が大きく変化してきたことは、皆さんもご存じのとおりです。 人口減少により、収益が徐々に得られにくくなってきておりますが、こ

発 言 者	発 言 内 容
C 委 員 藤 田 次 長 会 長 会 長	れは私どもの市だけでなく、近隣の自治体も同様であり、日本全国の公営企業が同じような状況に置かれています。こうしたさまざまな出来事が積み重なり、現在のような状態に至っています。
	この先 10 年、20 年先の状況を完全に見通すことはできません。そこで、まずは今後 5 年間で何とか乗り切ることを目指し、その中で、おそらく 3 年ほど経過した時点で、その後も持ちこたえられるかどうか、ビジョンの中間評価を行います。そして、その後の収支状況を再検討したうえで、もし資金が不足する状況であれば、再度の値上げについてご検討をお願いすることになると考えております。
	27 年間値上げをしなかったことをアピールするのであれば、ここ最近になって、これまでとは社会情勢が変わってきたことを分かりやすく伝えた方がよい。
	これまで取り組んできたことについて、積極的に PR していこうと思います。
	水道料金に関する議論はここまでとしますが、諮問への回答までにまだ時間がありますので、不鮮明な点を次回以降、明確にしていきたいと思います。 下水道事業の使用料について、将来の事業環境、財政シミュレーション (説明者：藤田次長、日水コン 福永) 下水道事業における将来の課題について説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

発 言 者	発 言 内 容
B 委 員	p.12 の賃金上昇率について、内閣府による一般的なグラフを引用しているが、下水道や水道のような建設業の場合、労務費の平均単価の上昇率は週休 2 日で 5%程度とされている。p.12 の「高成長実現ケース」によると、令和 34 年度でも 3.4%となっていることから、建設業の平均的な値である 5%や 6%にした方が良いのではないか。
日 水 コ ン	おっしゃる通り、委託や建設工事にかかる人件費は 5%程度上昇しており、人件費に関しては入間市の人件費も含めて人件費率を採用しております。公務員の賃上げの割合は、2%程度の水準で上がっていますので、トータルを均して、ご提示している程度の割合を見ておくのが妥当かなという判断によりこの値をご提示しました。現状は 2～3%程度の水準としておりますが、委託費や請負費の割合が多くなってくると、ご指摘のとおり 5%程度を採用する必要があるかと思います。
会 長	ご意見としてお伺いさせていただきます。ありがとうございます。その他、質問等ありますでしょうか。
G 委 員	p.5 の下の方に、令和 4 年度以降の基準外繰入金は 0 円とするとしているが、赤字の補填はしてもらえないのか。
藤 田 次 長	その経緯をご説明させていただきます。 3 年ほど前に“いるまドック”が実施されたことをご存知でしょうか。その際、事業仕分けを行った結果、下水道の課題として一般会計からの繰入金を取り上げられました。事業仕分けの結果を踏まえて、市民の皆さまから「一般会計繰入金は無くしていく方向で進めましょう」というご意見をいただきました。ただし、急に繰入金を廃止するのは困難であるということで、令和 7 年をもって終了とすることになりました。これが 1 点目の

発 言 者	発 言 内 容
A 委 員	なる時期が早まることは明らかであると思います。 具体的に赤字になる時期がいつなのかを把握するには、単なる二者択一ではなく、例えば費用が 2 億から 3 億になった場合にどうなるのか、4 億になった場合に何%の値上げが必要となるのかといった数字も提示してほしい。
藤 田 次 長	ここでは、あくまでも八潮市のような事故が起こらないようにするための対策工事を行い、その結果として対策工事にかかる費用を抑えられる、という考え方に基づいています。その対策工事を実施するために、改定率を 24%から 35%へと、11%分の引き上げをお願いしたいということです。
A 委 員	極端な二択ではなく、その中間の数値において、どの程度の工事が可能になるのかを示してほしい。
藤 田 次 長	中間の数値でどのくらいの工事が可能なのか、ということですね。たとえば 5 億円だったら何%の改定率になるのか、そのあたりについては、上下水道施設課からご説明いたします。
高 野 課 長	今、委員の方がおっしゃっているのは、極端な例ではなく、その間の 23 や 45 といった数値で、どのくらいのパーセンテージになるかを示すことができないか、ということかと思います。その中で検討材料の一つとして考えたい、というお話ですね。数値をお示しすることは可能ですが、その中でどの程度にしたら良いのかにつきましては、本日ご提示することは難しいです。

発 言 者	発 言 内 容
藤 田 次 長	今のお話を踏まえて、1 つの判断材料にさせていただきたいことがあります。先ほどの上水道の説明でもご覧いただきました、近隣県内の水道料金値上げにより、水道料金がどの程度上がるかという内容です。2 ヶ月換算ですので、入間市は1 カ月で 600 円ですが、このグラフの額を2で割っていただき1 ヶ月に換算すると、桶川市が 700 円～750 円ぐらい、東松山市は 800 円ちょっとという結果が出ています。あくまでも参考として見ていただければと思います。 次に、先ほどの参考に見ていただきたい部分でして、私が独自に調べたものですが、上下水道料金 2 カ月でどれぐらいになるかということになります。判断基準として、先ほど A 委員がおっしゃったように、10%と 20%でどのようなシミュレーションがなるのかをご覧いただいてから、ご判断をいただきたいと思います。
会 長	ありがとうございました。その他ご質問ご意見ありますか。
C 委 員	私の知識不足かもしれないが、どちらも独立採算ではあるものの、水道には基本料金があるのに対し、下水道は使用水量に基づく従量料金のみとなっている。そのため、それぞれの整理が難しい状況である。請求書においても、上水道は「料金」、下水は「使用料」と言葉を使い分けている。これを踏まえ、水道の基本料金の見直しが検討されるとの説明があったが、下水道はそれとは関与しないのか、あるいは多少の関連があるのか教えてほしい。
田 島 副 主 幹	資料 2 の p.7 に説明がございます。水道と異なり、下水道料金は1 か月あたり 20 m³までは基本料金として 1,400 円に設定されており、その料金に 20 m³の使用量が含まれています。この点は水道料金と異なります。どちらも 20 m³～40 m³、40 m³～60 m³といった段階ごとに料金が上がる累進

発 言 者	発 言 内 容
藤 田 次 長	課金方式となっているため、次回の第 3 回審議会では、基本料金の 1,400 円を改定するか、あるいは 1,000 m³以上の使用量に対する料金を改定するかについて審議を行う予定です。よって、水道料金と異なる点は、20 m³までは基本料金に含まれているということです。 水道の料金体系には基本料金制があり、そこから従量料金に移行し、それぞれの単価が異なります。一方、下水道の料金体系は、水道メーターの使用量がそのまま下水管に流れるという考えに基づいており、メーターの使用量を換算して料金を算出しています。そして、現状では 20 m³までは基本料金としていただく体系となっています。
C 委 員	今後の展開として、人口が減っても経営が行えるように水道の基本料金の見直しをしていきたいという話があったが、下水道も見直しを行うという認識でよいのか。
藤 田 次 長	基本的にはそのようなご認識でよいと考えております。使用量が少ない方に配慮し、例えば 10 m³以下の方は料金を抑えつつ、新しい料金体系に移行していければと考えております。その決め方につきましては、委員の皆さまにご意見をいただきたいと思いますと考えております。ただ、20 m³を使用した方からは 1,400 円をいただいておりますが、高齢の単身世帯などで 20 m³に満たない方もいらっしゃると思います。そのような方々の水道料金を抑える料金体系をどうしたらよいかというご意見もあります。
C 委 員	20 m³までは基本料金だけであり、それ以上は従量制でということで、その点が水道と違うとこだと理解した。
藤 田 次 長	基本的には、最初は特別会計から始まり、企業会計ではありませんし

発 言 者	発 言 内 容
H 委 員 藤 田 次 長	35%の説明として八潮市のような事故を起こさないようにという説明だったが、この説明の仕方や資料の作り方だと、仮に 35%の確保ができなかった場合には八潮市のような事故を許容するのかと受け取られかねない。資料の整理の仕方や表現には気を付けたほうがよい。 ご意見として承ります。県の流域下水道の話では、八潮市の陥没した管は本来であれば法定耐用年数を迎えていませんでしたが、硫化水素が原因で陥没してしまい、県下で 40 年ぐらい調査をしていましたが B 評価となっています。 今すぐ対処が必要な箇所ではなく、今後ペンディングしていく程度だった箇所が、八潮市のように急激に腐食する可能性をどうしても否定できないということで、このような表現にしています。分かりやすい表現をするように努めたいと思います。
H 委 員	こういった資料が公開された段階で、35%でなければ八潮市のような事故が起こる可能性があるかと捉えられるのは良くない。 八潮市の事故は、特殊マンホールの前後ということで、やはり硫化水素が発生しやすい状況であった。実際に事故の 3 年前に点検が行われたが、過少評価であったため、県が原因究明委員会を立ち上げ、これまでに 2 回開催している。今後、3 回目の開催で夏頃に第 1 回中間報告を出す予定である。しかし、原因はまだ特定されておらず、対処法も明確に「こうすればよい」という段階には至っていない。そのような状況の中で、11%という数値がどのように算出されたのかが気になり、質問させていただいた。
B 委 員	補足すると、基本的に八潮の事故は、汚水が非常に多く集まる大口径の管路で起きている。入間市で扱っている口径とは全く異なるため、これを一概に八潮市の事故と結びつけて説明すると、市民が過度に問題視する恐

発 言 者	発 言 内 容
藤 田 次 長	れがある。 現在、国土交通省でも八潮市の事故を受けて点検や調査の指示が出ており、会議や審議会の場ではそれらの取り組みについて説明することが望ましい。八潮市の事故を強調し過ぎると、市民の不安を煽ることになる。事故は非常に水が集まる大口径の管路で発生しており、入間市にはそうした管路は存在しないことを説明すれば、過度に心配する必要はない。 また、最近では川口市で下水道管が陥没したニュースもあったが、口径や材質が同じものを使っていないかなど調査することが重要である。 今回の説明においても、水道・下水道ともに事故を受けて国からの調査指示が多く来ていることを前面に打ち出すべきである。 八潮市での事故を受けて、例えば、30 数キロ先の和光市で起きたらどうなるのかを考えてしまいます。災害時の避難所では、下水道を使用しないという防災訓練をしています。それはどういうことかということ、それだけの長さの管路の中では破損をする可能性が高くなっています。流末なのでリスクが高く、そういう意味で自分たちの間でできることをして、事故を防ぎたいという意図です。ご説明しましたが、県の流域下水道の下水管汚水管というのは、入間市内には入っていません。狭山市との境まで来て、そこまで入間市の間を最大口径 1.35 メートルで通っています。八潮市、荒川右岸、和光市の近くになるとおそらく 5 メートルぐらいの地下鉄程度の大きさの管路でして、管径を大きくしないと流れていけないという状況になっています。そこに繋がる入間市の管をどうやって維持していくかが課題です。車が落ちることはないかと思いますが、トイレが使えないという大変さが非常に分かりました。また、その処理の仕方も大変です。私どもは上流ではありますが、下流の人たちが水を使っている可能性がありますので、なるべくあのような処理の仕方をしたくないという思いです。委員のご指摘を踏まえて、今後考えていきたいと思っています。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	下水道事業の説明はこれで終わりにしたいと思います。やはり財政健全上は赤字になっていないため、値上げが必要だという議論になっていますが、値上げをしたらどう良くなるかをもう少しクリアにさせていただくと、35%なり 25%の値上げが必要だと納得いく議論ができると思います。今までの説明では、財政健全上、どうしても値上げが必要ですよという考えが主流になっているため、そうした場合にどのようなメリットがあるかを分かりやすく説明していただければと思います。ご専門の立場からの貴重なご意見、ありがとうございます。引き続き、8 月、10 月予定の審議会にて、よりクリアにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
山 崎 副 主 幹	次回の審議会についてご説明いたします。次回の審議会は、8 月 18 日月曜日です。開始時間は 9 時半を予定しております。会場につきましては、入間市役所内の 501 会議室を予定しておりますので、詳細につきましては、日が近づきましたら、通知をお送りいたします。
会 長	はい、ありがとうございます。ここまでの説明で質問ありますか。それでは、ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これで議長の職は解かせていただきます。
C 委 員	市原です。冒頭に議長から開示会議という話があったが、今日の色々な議論を聞いて、この状況で市民の皆さんに開示してよいのかと思った。ある程度議論が固まってからが良いと思いますが、これから右にも左にも変わりそうな状況で、この資料を見た人が不安に思うのではないかな。ある程度の結論が出るまで非開示にした方がよいのではないかな。
藤 田 次 長	こういった議論の過程も公開した方が良いでしょう。先日お話をしま

発 言 者	発 言 内 容
	したが、発言者は非表示としたうえで公表いたします。もし、会議録を非公開にしてしまうと、新たな憶測を生んでしまう可能性がありますので、公明正大にオープンにご覧いただきたい方はご覧いただくということではないでしょうか。
会 長	私もそう思います。隠すことは特にはないと思います。説明不足で理解が難しいことはあるかもしれませんが、それは回を重ねて理解をしていただければと思いますので、その方向でよろしいですか。
C 委 員	皆さんがよければ問題ありません。今回、特に資料送付から開催日までの期間が短く、土日を含んで実質一日程度しか見る時間がなかった。完成品ではなくてもよいよいので、最低でも 1 週間前には送付してもらいたい。
藤 田 次 長	大変申し訳ございません。内部でも様々な議論があり、それをコンサルタントに修正してもらった後に、皆さんにメール送付させていただいています。期間が短く、大変厳しいので、郵送希望の方は直接お届けしていますのでお声がけください。次回から早めにお送りできるよう気をつけます。2 週間前までには何とかお送りさせていただこうかと思っております。
C 委 員	未完成であっても 1 週間前には送付してもらい、当日に修正しましたという説明があればそれで良い。よろしくお願いします。
藤 田 次 長	それでは、ありがとうございました。 ここまでで本審議会全体の議事を終えましたが、他にご意見やご質問等はございますでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容
副 会 長	特にご発言がないようですので、閉会にあたりまして、福島副会長より一言ご挨拶を頂戴できればと存じます。 (閉会の挨拶)